

DVのない社会に向けた施策の推進について

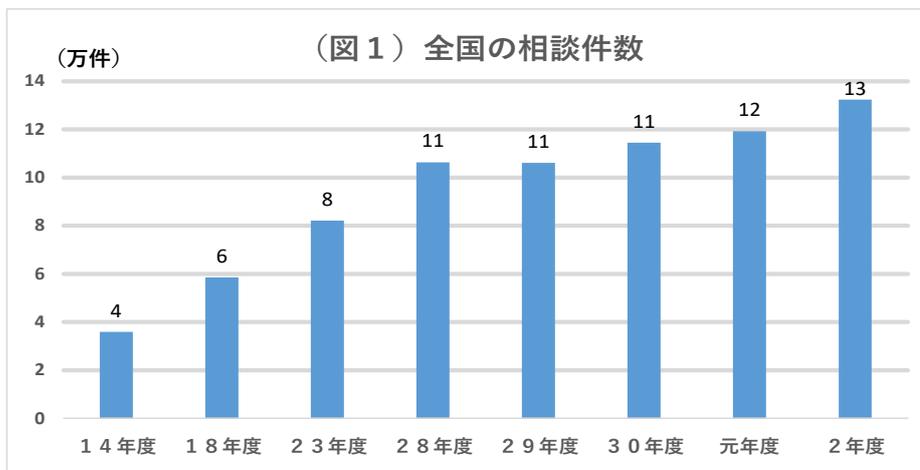
近年、DV相談の件数は全国的に増えており、特に令和2年度は新型コロナウイルスによる緊急事態宣言等の影響もあり、4月～11月末で令和元年度の年間合計11.9万件を上回る13.2万件と急激な増加となっています。(図1)

本市におきましても、配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数は増加しており(図2)、その対応には一時保護のような措置だけでなく、多様な支援が必要になっています。

このような中、本市は令和2年4月から、専任のDV防止施策担当職員を配置し、相談や一時保護業務にあたるとともに、DVをなくすための施策について検討をしまいましたが、この度、DVにかかる諸課題を解決するために、次のような取り組みを実施してまいります。

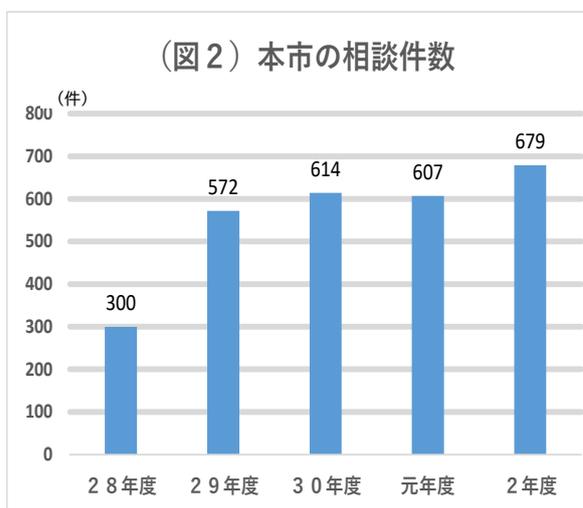
1 現状

(1) 全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移(内閣府)



※(図1)内の令和2年度の数値は11月末までの集計

(2) 本市のDV相談の状況



【令和元年度の相談内容の分析】

- ①同居している18歳未満の子どもがいるのは66%。そのうち虐待があるのは45%。
- ②障害者からの相談件数は163件(26.9%)。精神障害が一番多い。
- ③日本語が十分に話せない被害者からの相談件数は51件(8.4%)、実人数は4人。
- ④一時保護をしたのは7件。
- ⑤令和2年度の相談で「DVであるが地域を離れず解決したいという相談者」は約1割。

※(図2)内の令和2年度の数値は12月末までの集計

2 課題

- (1) DVから逃れ一時保護に至るようなケースでは、被害者が社会的にも経済的にも自立した生活ができるような状況となる必要があるが、現状では、一時保護施設の入所期間や外出などの制限があり、十分な支援ができていない。
- (2) 児童虐待との複合ケースや被害者が障害者であるケースなどでは、子どもの保護や福祉サービスを活用した生活支援なども同時に行うこととなるため、こどもセンターや福祉部局などと綿密な連携が求められる。
- (3) DVがありながらも「子どものために住んでいる地域を変えたくない。」「今の生活を変えたくない。」といったケースが増えており、被害者世帯を見守る連携体制も必要である。
- (4) 外国人の相談では、言語の壁があり、十分な支援ができていない。

3 令和3年度の取り組み

- (1) DV被害者の自立生活援助事業
 - イ)生活再建へ向けた宿泊事業(拡充)
緊急対応としての一時保護施設(県で負担)を退所後、市が委託するシェルターとしての民間宿泊施設を提供し、住居探しや公的手続きなどの同行支援を行う。
 - ロ)自立生活支援員派遣(新規)
専門知識を持った自立生活支援員を民間団体からの派遣により本市のDVセンターに配置し(非常勤)、生活再建のアドバイスや相談など、一時保護施設退所後に地域で生活を始めた人のアフターフォローを行う。
- (2) DV被害者保護支援ネットワークの構築(拡充)
DV被害者保護に関わる庁内外の関係機関(こどもセンター、学校、民間支援団体等)とのネットワークを構築し、課題やケースに応じた会議や研修等を通じDV被害者支援の連携強化を図る。
- (3) 支援者の専門性向上のための研修(拡充)
 - イ)DV相談員専門研修(スーパーバイズ研修)
 - ロ)関係機関職員向け研修(事例検討中心)
- (4) 外国人通訳業務委託(新規)
面接時や同行支援時の通訳
- (5) 啓発活動の強化(新規)
若い世代向けジェンダー平等出前講座(小学4年生対象、5校程度)の実施と講師養成

4 予算額

事務事業名	予算額 (千円)	前年度予算からの増額 (千円)	上記3の該当する取り組み
女性のための相談事業	3,784	2,946	(1)~(4)
男女共同参画推進事業	5,380	459	(5)